

# 山梨県公報

第二千九十八号

平成二十二年

十二月十六日

木曜日

## 目次

換地計画の決定(二件).....	六九三
道路の区域変更.....	六九三
電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	六九四
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件).....	六九四
公共測量の実施.....	六九五
公共測量の終了.....	六九六
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	六九六

## 告示

### 山梨県告示第三百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業一宮北部地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年十二月十六日

山梨県知事 横内正明

#### 一 縦覧書類

換地計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十二年十二月十七日から平成二十三年一月二十一日まで

#### 三 縦覧場所

笛吹市

#### 四 異議申立期間

平成二十三年一月二十二日から平成二十三年二月五日まで

### 山梨県告示第三百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業大野寺地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年十二月十六日

山梨県知事 横内正明

#### 一 縦覧書類

換地計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十二年十二月十七日から平成二十三年一月二十一日まで

#### 三 縦覧場所

笛吹市

#### 四 異議申立期間

平成二十三年一月二十二日から平成二十三年二月五日まで

### 山梨県告示第三百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十六日

山梨県知事 横内正明

#### 一 道路の種類

二 路線名 笛吹市川三郷線

#### 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市八代町北字上神之木一〇七三番の一番地先から	一〇・三丁	三四三・四	三三〇・〇	

笛吹市八代町高家字大久保二二五番地先まで	新	一〇・三丁 五八・三	三二〇・〇
----------------------	---	---------------	-------

山梨県告示第三百八十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十二年十二月十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間
県道	大月停車場線	大月市大月一丁目字六貫メ三四六番の六地先から大月市大月一丁目字六貫メ三四六番の一 địa先まで

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十二月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十一月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 旭工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市沢登十五番地三
  - 3 代表者の氏名 旭洋一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第一〇一三三号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十一月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十二月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十一月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社平山技建工業
  - 2 主たる営業所の所在地 甲州市大和町田野四百九十八番地
  - 3 代表者の氏名 平山孝昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八四五三三号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十一月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十二月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十一月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社タクミトリーヨー住器
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市古府中町六千七十七番地十六
  - 3 代表者の氏名 尾崎均
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第八八八四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十一月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十一月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 大栄土木建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市国母四丁目三番四十号
  - 3 代表者の氏名 依田茂男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一七)第四三七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十二年十二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十一月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 マコト住設
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市西八幡三千六百六十六番地三
  - 3 代表者の氏名 原誠
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二一)第九四二四号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十二年十二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十一月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社池田組

- 2 主たる営業所の所在地 上野原市大倉四百三十三番地
- 3 破産管財人の氏名 八巻力也
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第一一六〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十一月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十二年十二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十一月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 鉄建工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山小屋敷千八百二十三番地
  - 3 代表者の氏名 土屋真一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第七五〇四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十一月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十二年十一月十一日付けで都留市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
平成二十二年十二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量(航空写真撮影・地形図修正)
- 二 作業期間 平成二十二年十一月十一日から平成二十三年九月三十日まで

三 作業地域 都留市全域

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十二年十一月三十日付けで上野原市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年十二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 公共測量 五百分の一地形図作成

二 作業期間 平成二十二年八月三十一日から平成二十二年十一月三十日まで

三 作業地域 上野原市原地区、ハツ沢地区及び新田倉地区

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十二年十二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市石和町井戸字豊岡一四九の一、一四九の二、一五〇の一、一五〇の二、一五

一の一、一五一の二、一五二の一及び一五三の一の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都八王子市元本郷町一の二十の十三 杉田 喜久代